

カリフォルニア州における擬制信託の機能類型⁽¹⁾

植本幸子

序

第1章 手続上の制限と所有権移転秩序

1. 手続上の制限
2. 所有権移転秩序との関連

第2章 類型化

1. 四類型
2. 日本の紹介におけるあてはめ

第3章 カリフォルニア州事例の類型

1. 類型化へのあてはめ
2. 近年の例
 - (1) 事案の紹介
 - (2) 類型へのあてはめと検討

第4章 結語

序

擬制信託とは、広義においては「不当な利得が存在する場合に、当事者の意思とは無関係に法の働きにより、利得者を受託者とし、その利益を受くべき者を受益者として信託を擬制する⁽²⁾」制度である。狭義では、追及可能な財産について、原告の損失が資する割合に応じた返還を認める救済である。狭義の擬制信託が原告の損失以上の額の取り戻しを認めるのに対し、エクイティ上の先取特権は、追及可能な財産について、原告の損失を限度とした優先的取戻しを

(1) 本研究は、JSPS科研費 課題番号：23730102の助成を受けたものです。
(2) 木下毅『アメリカ私法』214頁（1988有斐閣）、松坂佐一『英米法における不当利得』174頁以下（1976有斐閣）、谷口知平『不当利得の研究』（1949有斐閣）。以下は、1965年再版の頁数による：谷口知平『不当利得の研究』（再版）452頁（1965年有斐閣）。

認めるものである⁽³⁾。しかし、擬制信託の用語を用いていても原告の損失を限度とした返還しか請求していない場合も多い⁽⁴⁾。講学上はエクイティ上の先取特権は、広義の擬制信託の効果の1つであるとも解されうるが、実際には、どちらの用語を使うかで制定法の縛りが違って来る場合があり、明確に取り戻しの範囲に応じて使い分けられているわけではない⁽⁵⁾。

擬制信託はその効果において、①一般債権者に優先した取り戻し、②第三者への追及効が原則（；ただし善意有償取得者が例外となる）③取戻権者の損失にとどまらない取戻し、④代位物の取り戻し、が認められるといった特徴を有する⁽⁶⁾。例えば、原告Aの1万ドルのみを用いて、被告Bがある不動産甲を購入したとする。後にその財産の価値が2万ドルに上昇した場合には、原告の1万ドルが新たな物の獲得に100パーセント寄与しているので、不動産甲についての擬制信託を主張して2万ドル全額の取り戻しが原告Aに認められる。侵害者Bが当該不動産甲をさらにCに贈与したとしてもその帰結に変わりはない。また、例えば、原告の1万ドルと侵害者自身の2万ドルを用いて獲得した財産が6万ドルであった場合には、原告の損失が、財産獲得について3分の1の割合で寄与しているので、不動産甲の価額が6万ドルである場合には3分の1である2万ドルについてのその財産からの取り戻しが原告に認められる⁽⁷⁾。

本稿は、そのうちアメリカのカリフォルニア州における擬制信託事例を中心

-
- (3) エクイティ上の制度は、擬制信託、エクイティ上のリーエン (equitable lien)、代位 (subrogation)、エクイティ上のアカウントティング (equitable accounting) の形態を取る救済であり、なかでも擬制信託を中心として発展してきた。エクイティ上のリーエンは、広義の擬制信託の効果の1つであるとも解され、「擬制信託」の語が用いられていても、それによって、エクイティ上のリーエンが課されている場合がある。これらに対し、代位は、保証人の求償権のための制度として使用されるものである。そして、エクイティ上のアカウントティングは、エクイティ上、一般債権者への優越性を持たない、通常の金銭判決を与える救済である。(小林規威「98 不当利得を防止するためのエクイティ上の救済方法」ジュリスト295-2臨時増刊号『英米法判例百選』(1964有斐閣) 217頁、木下毅『アメリカ私法』213頁 (1988 有斐閣)、拙著「アメリカ原状回復法における優先的取り戻し (1)」北大法学論集56巻1号284頁と脚注文献参照。)
 - (4) 拙著「アメリカ原状回復法における優先的取り戻し (2・完)」北大法学論集56巻2号875、896-898頁 (2005)。
 - (5) 拙著「擬制信託の制限に関連する小報告～訴訟継続登録 その1」鹿児島大学法学論集43巻2号 (2009) 39-40頁。
 - (6) Zweigert, Einführung in die Rechtsvergleichung (3. neubearbeitete Aufl. 1996), s. 561. 既出注 (3) 木下、214、215-216頁。
 - (7) Restat 1st of Restitution, § 160、既出注 (3) 小林、217頁 (1964 有斐閣)。

に、手続き上の制限と、実体法としては不動産法制度を中心とする財産法との関連性を分析するものである。そのために、まず第1章においては手続上の制限、および財産法秩序と擬制信託の関連として所有権移転秩序との関連を述べた後、第2章において、それらを踏まえた擬制信託事例の類型化を試み、第3章において、カリフォルニア州における事例のあてはめによる分析を行う。

第1章 手続上の制限と所有権移転秩序

1. 手続上の制限

まず、Roberts, *The Propriety of a Lis Pendens in Constructive Trust Cases*, 38 *Seton Hall L.Rev.* 213 (2008)⁽⁸⁾ に紹介される裁判例からは、執行法上の概念として訴訟継続登録と判決先取特権が問題となりうることが判明する。ここでは、エクイティの主張に確定判決を要するとし、かつ判決先取特権に判決の登録を要求する場合に最も擬制信託の主張者を制限することとなる。この段階で、訴訟継続登録につき擬制信託を主張する者が登録自体が要求されるか、それとも訴えの提起により当然に利害関係が対立する側に悪意が生じるかということが問題となる。伝統的な法理は後者が原則であったが、それを制限するために訴訟継続登録の立法がなされたとされる法域では擬制信託が否定されることとなる。他方で、判決先取特権が認められた場合、つまり擬制信託が判決先取特権とみなされる場合には、判決先取特権が制定法上のリーエンに当たるため、主債務

(8) Robertsは、カリフォルニア州における擬制信託を主張する当事者のための訴訟係属登録を否定する態度を批判的に紹介する。すなわち、訴訟係属登録 (*notice of lis pendens*) とは、ある財産の権限について訴訟が継続中であり、不利な判決に拘束されることがあり得ることをすべての人に警告する目的で公的記録に載せられる公示である。訴訟係属登録後に出現した第三者には擬制悪意が認められることになる。擬制信託との関連でいうと、本来の侵害者なり返還義務者なりからの転得者に対しても、転得者が善意有償取得者ではない限り、擬制信託を主張することにより優先的な取戻しが許されている。転得者に悪意が擬製されるならば、擬制信託の主張を有効に主張し続けられる。訴訟係属登録の制度については、本来は、不動産に関する訴訟の申立があれば十分に後続する購入者は悪意とみなされ、擬制悪意が成立するところに制定法により、登録がある場合にのみに制限されるようになったとされる。つまり、訴訟係属登録が無い場合には、係争中に第三者に係争財産を譲渡でき、第三者はその譲渡を判決債権者に対して有効に対抗できることになる。擬制信託は善意有償取得者に対する追及効が認められないため、擬制信託を求める訴訟において訴訟係属登録が認められない場合には、擬制信託が意味のないものとなってしまふ可能性が生じることとなるのである。そのことは、擬制信託を主張する者にとっではもちろん、適切に財産を取得した第三者にとっては取得財産が係争中であることの公示を欠くことになり紛争に巻き込まれることから適切ではないのである。

者の倒産事例においては優先的回収が否定されることとなる。ここでは、擬制信託が単なる優先効の主張なのか、単なる優先効の主張では無い権利であるのかといった性質についての立場の違いも背景として、リーエンとして倒産事例においては擬制信託が制限されることとなる。⁽⁹⁾

2. 所有権移転秩序との関連

次に、財産法の秩序について検討する。財産法の秩序は所有権の移転秩序を示すもので、中でも所有権を中心とした物権の移転秩序が問題となる。

そこで、物権の移転秩序として考察する場合、主要なケースを大別する。ここでは、擬制信託を主張する取戻し権者 (T)、直接の返還義務者 (E) を考える。明示信託の失敗に照らすなら、T は設定者たる委託者であり、E は受託者に相応する。

擬制信託が主張される主要な当事者関係としては、(a) T が E に給付し、E が第三取得者 P に移転するケースで P と利害対立、(b) T が E に給付し E の下に現物ありは代位物が存在するケースで E と利害対立、(c) (a) (b) それぞれにおいて対立する当事者が P や E からの譲受人や一般債権者等の場合である。これらの関係において重要な役割を果たす制限法理として、「善意有償取得者」の法理がある。T は善意有償取得者に対しては擬制信託を主張できないことになる。

このように重要な概念である善意有償取得者に関しては、今までの日本の紹介においては「動産の善意有償取得の否定」といった表題で広く知られている。しかし、動産の移転のうち登録制度の存在するものについてその内容は一様では無く、各法域において、中間主 B が転得者 P に移転可能な権限取得があるかどうかといった判断により、扱いが異なっている⁽¹⁰⁾。つまり、E が権利を完全に取得していれば P への権利移転も認められる、といった形である。その、権利を完全に取得しているかどうかといった点の説明付けは、アメリカ法にお

(9) 植本幸子「擬制信託における優先的取戻しの制限法理に関する覚書」鹿児島大学法学論集46巻2号127-132頁(2012.3)。

(10) 沖野眞已「106 動産の善意取得の否定」アメリカ判例百選別冊ジュリスト213号214-215頁(2012.12)等。

いては、実際には、登録が完成要件かただの公示かといった事柄に対照させられると良い。

では、不動産に関してはどうかであろうか。不動産については登録制度の人的編成が広く日本でも知られている。つまり、たとえ登録が存在し自己の正当な権原を信じていたとしてもトラブルが発生しやすい。そこで整備されている権原保険についても広く知られているところである。結果として負けた当事者は、財産法秩序でいうところの前主の所有権の欠缺により権利が否定されるという構図となる。信託法理との関連では、そもそのコモンロー上の権原自体が移転していたとしても、エクイティ上の権原が否定され返還義務が生じることとなる。(なお、権原移転の詳細についてはここでは立ち入らない。)

このような善意有償取得の要件として紹介されるのは、取得者の善意、対価的支払いの有無、取得の根拠である。ここで、取得の根拠の1つとして「契約成立要件」である約因の有無もこの物権秩序において問題となりうる。約因は契約成立の根拠となるが、単なる反対約束のみでも約因が存在するとされる。対価的支払いの有無という点では、反対約束のみでも対価的支払いを認めるか否かという問題となり、立場は分かれている。さらに、現実の支払いを要求するか、引き渡しまで要求するか、引き渡しを要する場合にも現実の引き渡しまで求められるか否かで厳密には立場は分かれる。事実としては、対価的支払いがどのような程度で要求されるかということで立場が分かれると言える。また、不動産移転について、登録が権利の完成要件であることは、(a) (b)において対立当事者の権利取得の根拠について、権利取得の段階にあるかどうかについて問題となり得る。一般的には移転状況にアクセスしやすい後続取得者に負わせるのが適切であるという見解がある⁽¹¹⁾。

以上の善意有償取得者の法理においては、前主の権原の取得の可否の判断が、善意有償取得を認めるかどうかの判断に当たり結果を大きく左右することがわかる。そこでの具体的な検討項目の1つが、前段で述べた執行法上の秩序で問題となる登録制度についての検討であるといえる。他に、財産法秩序に関連する問題で信託法理による取戻しと関連するものとしては、禁反言や詐害行為取

(11) Thompson on REAL PROPERTY 2nd Thomas ed. §92.09 (a) 等。

消権の可能性が残されている。

第2章 類型化

1. 四類型

このような擬制信託が機能する場合については、物権変動ないし取引秩序を中心とした財産法秩序に照らした効果を意識した場合、いくつかの類型に分類が可能である。

それぞれについては、狭義の擬制信託の効果として、最も取戻しの価値範囲が広く本来的には倒産手続き等の制限の影響を受けない効果を「物権的救済」と観念できる。そのうち広義の擬制信託として狭義の擬制信託およびエクイティ上のリーエンの効果として、取戻し範囲が狭く、かつ場合により主に担保物権的な取り扱いによる制限を受ける「担保権的救済」といえる。仮に擬制信託が認められないとしても、当該類型においては他の法秩序によって認められるいわば純粋に債権的な救済は「債権的救済」と観念できる。

類型のまず1つめは「(I) 二重譲渡類型」である。Y1が売主、Xが第1買主、Y2が第2買主とする。Xは売買目的物について、擬制信託による物権的救済が認められる。この場合、信託法理を離れた債権的救済のみとするならY1への賠償請求の可能性がある。なお、財産の改良など価値の投下態様により損失分の担保的権利のみ認められる場もあり得るが、それは全ての類型に共通するため以下は省略する。

2つめは、錯誤のような「(II) 過責の無い取引失敗型」である。この類型で取引の巻き戻しとして擬制信託が認められる場合、損害賠償請求権は生じない。目的物が物である場合に別の移転先がある場合には上記(I)型にも対応することになる。

3つめは、直接の利得者に違法な行為やそれ以外の過責がある「(III) 窃盗・背任・不法行為型」である。擬制信託による物権的救済が認められるが、擬制信託によらないとしても、直接の利得者に損害賠償請求が認められることになるであろう類型である。

このように当事者に過責がある場合にも(III-1)「取引失敗型」がある。合意の成立の段階で詐欺や不実表示がある場合や、交渉の段階で不誠実な行動

があり決裂する場合とともに、合意が有効に成立した後で債務不履行や不誠実な対応のある場合である。合意の成立後や合意にかかわらず一定の関係にある当事者間については、(Ⅲ—2)のような信認関係存在型ともなりうる事例が想定可能である。(Ⅲ—1)「取引失敗型」の例としては、詐欺、不実表示、不当威圧、債務の履行に於ける不誠実な対応などが含まれる。それ以外に直接の利得者に違法な行為がある場合には、取戻し権者との間に信認関係が存在する場合と、存在しない場合(Ⅲ—3)がある。(Ⅲ—2)「信認関係存在型」には、明示信託を含む各種信認関係違反、たとえば横領や背任が含まれ、一定の関係における不当威圧も含まれる。それに対して(Ⅲ—3)「信認関係不存在型」は当事者間の一定の関係性を前提とした義務が観念できない場合の侵害一般となる。

4つめは、「(Ⅳ) 財産隠匿型」である。物権的救済を離れた場合に債権的な救済としては債権侵害の法理の可能性もある。隠匿自体への不作為義務を問うものもあれば、隠匿以前に他の類型の根拠を有する場合も多く存在する。

以上4つの類型は、相互重複可能な類型である。特に「(Ⅳ) 財産隠匿型」については、財産隠匿行為とは別に擬制信託の根拠がある場合があるため、他の類型と重複することがある。

2. 日本の紹介におけるあてはめ

ここで、日本法を前提としたイメージの齟齬を避けるために、比較的早くに網羅的に擬制信託を紹介した谷口文献⁽¹²⁾の概観部分を対照させる。

そこでは売主が買主への「所有権移転行為を了した後」、その売買契約が「詐欺強迫或いは無能力を理由として取消されたとか、要素の錯誤や不法の故に無効たることが明かとなった場合」において目的物の所有権がどうなるかという形で問題提起がなされている⁽¹³⁾。そのような物権変動におけるドイツの「物権行為」論の「有因説」と「無因説」⁽¹⁴⁾に対し、「所有権が依然として返還行為が

(12) 谷口知平『不当利得の研究』〔再版〕445頁以下(1965年有斐閣)。

(13) 谷口知平『不当利得の研究』〔再版〕445頁(1965年有斐閣)。

(14) その場合、有因説によれば売主は「所有権に基づいて」「返還引渡の請求」が出来、買主破産の場合には取戻権を行使し、買主の債権者の「差押や執行に対して異議の主張」ができるとする。他方で無因説によるときは、所有権は買主に留まり、「買

あるまで買主にあると見ながら、売主の返還請求権に物権的な効力を認めると
いうような理論的構成をなすこと」を「実質的に認める法理」が英米法に存在
するとして擬制信託を紹介する⁽¹⁵⁾。

そこでは、適宜原状回復法リステイトメントを引用しながら、多くは売主履
行時に買主が義務を負う場合についての説明がなされる⁽¹⁶⁾。売主履行後の取消
し主張時、全体的には、「買主は依然として所有権名義を有して止まるとしつ
つ」、「売主へその目的物を引き渡すべき義務を負う受託者であると法律上擬制
するもの」である結果、「売主は買主破産に際して取戻し得、買主の債権者の
執行を免れ得、悪意の第三取得者や無償の第三取得者に対しては、受益権を追
及して引渡しを求め得ることとなる」のである⁽¹⁷⁾。

他方で、擬制信託の「認められる主なる場合」として、買主側が履行し、か
つ契約がエクイティ以上特定履行を認められる性質の物である場合、「売主は、
買主のためにする売買目的物の受託者」となり、「買主は代金支払後目的物の
引渡しを受け」ない間は売買目的物上にエクイティ上のリーエンを有すると紹
介する。

他に類型（Ⅲ—２）にあたる信認関係違反⁽¹⁸⁾についても紹介するが、問題
は給付利得に関する場合である。類型では（Ⅱ）と（Ⅲ—１）にあたる場合で
あるが、順に検討する。

まず、売主履行の場合について考察する。「詐欺強迫或いは無能力を理由と
して取消されたとか、要素の錯誤」については、いずれも取り消し後の原状回
復の問題となる。後述のカリフォルニア州の例にあるように、買主に履行のあ
る場合には引き替え給付判決の形で請求が認められ、売主側の義務が保証金の

主破産の場合には破産財団に入り」、買主の「債権者は差押や執行が出来」、買主か
らの転得者は悪意であっても所有権を取得することができる（谷口知平『不
当利得の研究』〔再版〕445-446頁（1965年有斐閣）。

(15) 谷口知平『不当利得の研究』〔再版〕449-450頁（1965年有斐閣）。

(16) 谷口知平『不当利得の研究』〔再版〕442-463頁（1965年有斐閣）：錯誤の場合の不
動産移転（Restat 1st of Restitution, § 163）、詐欺・強迫・不当威圧による売主から
の移転につき（Restat 1st of Restitution, § 165）、詐欺等が第三者による場合につき
（Restat 1st of Restitution, § 166）。詐欺防止法により契約が成立しない交換や競売等
の場合につき（Restat 1st of Restitution, § 181-183）（同457頁、詳細につき松坂佐一『英
米法における不当利得』213頁以下）。

(17) 谷口知平『不当利得の研究』〔再版〕449頁、同旨453頁（1965年有斐閣）。

(18) 谷口知平『不当利得の研究』〔再版〕459頁、同旨462頁（1965年有斐閣）。

形となる場合がある。ただ、「不法の故に無効」である場合には、所謂クリーンハンドの原則により当該法域における先例を調査する必要がある。この点は次の買主履行時の取戻しも同様である。

次に、買主履行時について考察する。詐欺や不実表示は、当事者に履行をする気が無いのに意思表示した場合が含まれる。そのような場合、またそもそも売主による詐欺を売主が主張する流れにはならないため、損害賠償の金額や特定物の履行可能性を考えるなら、有効な契約を前提として、債務不履行による解除による方がよく見える。そうではない場合には明らかに「優先的な取戻し」が効果に置かれるであろう。優先的な取戻しを狙う場合には、1つには債務者の信用不安があるため、倒産手続の可能性があり、そうなるとエクイティ上のリーエンは制限される可能性がある。もう1つの問題は、代金の代位物として追及可能かどうかという点である。実際に通常多くの例は、代金で別の物を購入した場合であり、まさに代位物である。つまり、当該法域において、実際に、買主履行の場合に、売買目的物情にエクイティ上の救済が認められる先例があるかどうかという点が重要となる。第三者による詐欺により売主側が錯誤し買主が履行を選択できない場合であっても、そのような問題は残される。また、エクイティの補充性から救済の必要性が認められるかどうかといった点から、必要性が無いとして否定の根拠とされる場合もある⁽¹⁹⁾。

第3章 カリフォルニア州事例の類型

1. 類型化へのあてはめ

前章の類型に照らして、以下、Florrie Young Roberts, *The Propriety of a Lis Pendens in Constructive trust Cases*, 38 *Seton Hall L.Rev.* 213 (2008) において取り上げられた訴訟継続登録と擬制信託が問題となった例を分析する。

(19) 拙稿「アメリカ原状回復法における優先的取戻し—連邦倒産事例における擬制信託(1)」, 北大法学論集第56巻1号277, 285-286頁(2005)参照。

I. 二重譲渡型

二重譲渡型については、Elder v. Carlisle Ins. Co., 193 Cal. App. 3d 1313 (Cal. App. 2d Dist. 1987)が該当する。二重売買で、履行を得られなかった第1買主が、売主と第2買主を訴えて、不動産の改良に基づきエクイティ上のリーエンを主張した場合に、登録の抹消と引き替えに被告らの立てた保証証書についての執行が否定された事案である⁽²⁰⁾。

II. 過責の無い取引失敗型（錯誤）

該当例はない。次項の取引失敗型で過責なしとの評価も可能である場合はこちらに分類される。

III. 窃盗・背任・不法行為型（違法な行為・Yに過責有：詐欺・不当威圧）

（III-1）取引失敗型（詐欺、不実表示、債務の履行における不誠実な対応）

擬制信託が肯定されたCoppinger v. Superior Court, 134 Cal. App. 3d 883 (Cal. App. 4th Dist. 1982)がある。ここでは、Y(売主)の不実表示によりX(買主)が住居を購入し、後にシロアリ被害が発覚したが、Yが受け取った代金により別の住居を購入したもので、当該住居上の擬制信託の主張により訴訟継続登録

(20) Elder v. Carlisle Ins. Co., 193 Cal. App. 3d 1313 (Cal. App. 2d Dist. 1987)：不動産の売買において排他的に購入する権利を獲得した買主が、売主と第2買主を訴えて、特定履行、契約違反、擬制信託や詐欺などにより訴訟継続登録がなされた。被告らが20万ドルの保証証書を立て、保証証書を発行した保険会社が被告らのために上訴した。提供があり抹消されたあとで、X1(買主)とX2(パートナー)、両者によるパートナーシップX3(両者によるパートナーシップ)が請求を修正して、X4(X3からの転売先)との合意に従い、売主Y1に特定履行の救済を求める義務がもはや無いことの宣言、原告らが当該不動産の改良に関連して拠出したすべての額の原状回復の義務があることの宣言が追加された。Xらは40万ドル以上を投下して、購入価格260万ドルの不動産の価値を450万ドルまで高めたという。X4は個別に別の修正をして被告ら敗訴でくたされ、X4に30万ドルと訴訟費用、それ以外の原告には17万5千ドルと訴訟費用が認められた。根拠は不当利得である。上訴はされなかった。Yの発行した保証証書を執行する申し立てがなされ、事実審裁判所はそれを認め、X4に12万6千ドル、それ以外の原告に約7万4千ドル、それぞれ利息と弁護士費用が認められた。控訴裁判所は、不当利得を理由とする訴訟係属登録は認められないとして原審を破棄し、それにともなった保証責任の執行は許されないとした。

が認められ、登録の抹消と引き替えに15万2千ドルの職務執行令状が認められた⁽²¹⁾。同じく擬制信託が肯定された例として、Okuda v. Superior Cour, 144 Cal. App. 3d 135 (Cal. App. 4th Dist. 1983)がある。そこでは、家屋の売買により買主 X が権原を取得できなかったが、既に家屋を改良⁽²²⁾していた例でエクイティ上のリーエンが肯定され訴訟継続登録も有効とされた。原告は契約違反と詐欺を主張している。

次に、契約自体は有効に成立した後の債務不履行が問題となった例として、La Paglia v. Superior Court, 215 Cal. App. 3d 1322 (Cal. App. 4th Dist. 1989)がある。ここでは、採掘料の支払いが不足していると受領を拒否した不動産所有者が、採掘者に対し、支払いを拒否した分の金銭で別の不動産を購入したとして擬制信託が主張されたがそれに基づく訴訟継続登録が認められなかった⁽²³⁾。

(Ⅲ—2) 信認関係等存在型（横領、背任）

該当例はない。

(Ⅲ—3) 信認関係不存在型

擬制信託が主張された詐害行為取消権が認められた例がある。Hunting World, Inc. v. Superior Court, 22 Cal. App. 4th 67 (Cal. App. 1st Dist. 1994)では、知的財産権の侵害を理由として、商標侵害から得た利益についての擬制信託が主張された。訴え提起後に当該被告が妻に住居を譲渡したため詐害行為取り消しを行うことが認められた事案である。IV財産隠匿型にも相当する例である。

IV. 財産隠匿型

Urez Corp. v. Superior Court, 190 Cal. App. 3d 1141 (Cal. App. 2d Dist. 1987)がある。ここでは、不動産の前主への融資をした第2順位の担保権者が、別会社

(21) 拙稿「擬制信託の制限に関連する小報告～訴訟係属登録 その1」鹿兒島大学法学論集第43巻2号39, 42頁(2009)参照。

(22) テラス等取り外しの不可能な改良。拙稿「擬制信託の制限に関連する小報告～訴訟係属登録 その1」鹿兒島大学法学論集第43巻2号39, 43頁(2009)参照。

(23) 拙稿「擬制信託の制限に関連する小報告～訴訟係属登録 その2」鹿兒島大学法学論集第44巻1号17, 21頁(2009)参照。

を設立して当該不動産を競落させた債務者の詐欺を理由として当該不動産上の擬制信託を主張したが、訴訟継続登録が認められなかった⁽²⁴⁾。こちらは（Ⅲ—1）の融資における不誠実な行動としての取引失敗型とも評価できる。他に、財産隠匿型としては、Wardley Dev. v. Superior Court, 213 Cal. App. 3d 391 (Cal. App. 2d Dist. 1989) がある。ここでは、債務者 Y 1 が、財産を法人 Y 2 に移転し、当該金銭で購入された不動産上に債権者 X が、エクイティ上のリーエンおよび擬制信託を主張したが訴訟継続登録が認められなかった⁽²⁵⁾。

なお、擬制信託は主張されていないが、財産隠匿一般としては (H) Kirkeby v. Superior Court, 33 Cal. 4th 642 (Cal. 2004) において、Y が不適切な特許の実施許諾により私腹を肥やしているとして、不正な利益により購入し別法人に移転したとされる住宅の移転の取り消しが認められている。先例として（Ⅲ—3）の Hunting World 事件を引用しているため次節の擬制信託の検索においてもヒットする。

2. 近年の例

(1) 事案の紹介

以下、21世紀に入ってからのカリフォルニア州につき、紙面の関係上最高裁判所における擬制信託の具体例を検討する。いずれも擬制信託は認められてい

-
- (24) Urez Corp. v. Superior Court, 190 Cal. App. 3d 1141 (Cal. App. 2d Dist. 1987) では、A の所有する未開発の一筆の土地甲について、1977年6月に12万8千ドルの融資を担保するために担保信託証書が登録され、翌年3月には31600ドルの融資を担保するために第2担保信託証書が登録されその後 X に債権譲渡された。甲地の所有者 A と、他にそれぞれ1万5千ドルを出資した B と C が甲地開発のためのジョイントベンチャーを立ち上げた。そこでは第1順位の担保権については必要となるときに B と C が支払うことが合意されており第2担保信託証書については A が1980年7月1日に債務を支払うことに合意がなされていた。C の主張によれば、C が B の権利を購入し、A が担保権を外す義務に違反したと主張。1982年までに C は6万3千ドル近くを投資したが土地は未開発のままであったため C はそれ以上の出資を拒否した。債務不履行により担保権が実行された。1983年に C は競売で土地の権利を獲得することを目的とする Y を設立し登録した。翌日に Y は落札し87791ドル支払い譲渡証書を受け取り登録した。1985年に X は、C が Y を組織して Y が甲地を獲得したことが詐欺であるとして、X が第2信託証書分の支払い確保のためのリーエンを有するという宣言判決と、擬制信託を主張した。裁判所は、訴訟係属登録についての制定法は擬制悪意を拡張するものではなく制限するものであるとして、本件におけるエクイティ上の救済の主張は金銭損害回復のための担保的手段に過ぎないとして抹消請求を認めた。
- (25) 拙稿「擬制信託の制限に関連する小報告～訴訟係属登録 その2」鹿児島大学法学論集第44巻1号17, 21頁 (2009) 参照。

ないが、問題となり得る事例の考察として参考になる。

まず、2002年の事件としては、*Rice v. Clark*事件と *Hartwell Corp.*事件がある。*Rice v. Clark*, 28 Cal. 4th 89 (Cal. 2002) では、検認法における受贈禁止が問題になった。ここでは、偶発受益者が、身寄りの無い故人の財産管理や身の回りの世話をしていた第1順位の受託者かつ受益者の受けた遺言や信託による贈与についての無効を主張した。そして、受託者から解任の上、株式と現金の擬制信託を主張したものである。裁判所は、被告が遺贈者をサポートし文書作成の手配をしたのみで、遺言の起草や書き起こしはしていないため受贈者として欠格とならないと判断し請求を棄却した。

Hartwell Corp. v. Superior Court, 27 Cal. 4th 256 (Cal. 2002) では、有害な水の提供について住民から死亡、人身損害と財産損害があるとして、差止と損害賠償が求められた。そのうちの一部の原告が、さらに不法行為⁽²⁶⁾に基づき、差止と損害賠償とともに、医学的監視と、権利侵害の賠償のための被告の財産上の擬制信託、違法な事業を通して獲得された利得と金銭の吐き出しの強制を求めた。裁判所は、規制事業者への訴えを却下した原審を破棄し、公共事業局の処分や基準については争えないが、規制事業者に対しても損害賠償請求については認められること、未規制の事業者については、損害賠償とそれ以外の救済も認められるとして破棄差し戻しをした事例である⁽²⁷⁾。

次に、2003年の判決としては、*Korea Supply Co. v. Lockheed Martin Corp.*, 29 Cal. 4th 1134 (Cal. 2003) がある。入札の代理業者が被告の不正取引のために成功報酬を得られなかったとして擬制信託を主張したが、被告の財産に追及できないために擬制信託が否定され、債権侵害の不法行為について差し戻された事案である。

2007年では、*Sterling v. Taylor*事件と *City of Dinuba v. County of Tulare*事件、*City of Stockton*事件がある⁽²⁸⁾。*Sterling v. Taylor*, 40 Cal. 4th 757 (Cal. 2007) は、

(26) 真正共同不法行為、不法接触等。

(27) その後差し戻し審では、州の基準への違反が認められないとして原告は敗訴しているようである (In re Groundwater Cases, 154 Cal. App. 4th 659 (Cal. App. 1st Dist. 2007))。

(28) 他に、擬制信託は主張されていないがレストランが名誉毀損で批評家に対して差止を求めた *Balboa Island Village Inn, Inc. v. Lemen*, 40 Cal. 4th 1141 (Cal. 2007) がある。名誉毀損による差止が問題となった先例において、猥褻物の出版について擬制信託

不動産の売買契約の失敗事例である。複数のビルの売買契約で価格算定の基礎となっていた賃料収益に相違があったとして、当初のメモランダムにおける価格を、修正された賃料収益に割合的に乗じた価格での売買契約を主張して買主である原告が売主を訴えた。誠実かつ公正な取り扱いについての黙示契約、特定履行、宣言的救済、計算義務と故意の不実表示と擬制信託が主張された。裁判所は、メモランダムにおける数字の価格の記載により詐欺防止法における書面の要件が満たされ契約が成立しているとして原告の請求を棄却した。City of Dinuba v. County of Tulare, 41 Cal. 4th 859 (Cal. 2007) は、配分されなかった税金についての擬制信託が主張された事案である。ここではカウンティが租税の徴収を誤ったために税金が得られなかったとして、再開発した土地について市と再開発委員会が課税額の修正と徴収、修正の過去への遡及と配分を求めた。カウンティ側は、既に当該土地の財産税は他の課税主体に支払ったためカウンティの一般歳入から支払う責任はなく、租税の解釈適用に関する財産損害 (injury⁽²⁹⁾) については責任が無い⁽³⁰⁾ と主張した。最高裁判所は、共同体再開発法⁽³¹⁾ により当該土地の財産税の税金の増加分は再開発機関 (agency) の特有財産として割り当てられ、制定法の義務であって「injury」には該当しないとした。そして、訴因修正後に主張されていた擬制信託について議論するまでもなくカウンティに義務が認められるとした。City of Stockton v. Superior Court, 42 Cal. 4th 730 (Cal. 2007) は、ホテルと映画館の再開発契約で、Y 市がホテルの建物を利用した高齢者住宅提供サービスについて、X 社の準備したプランを流用し別の会社と契約した事案である。本件では、地方公共団体に対する人身被害または財産権侵害に基づく損害賠償についての出訴期限が 6 ヶ月とする法

が主張された。

- (29) Cal. Gov Code § 810.8 “Injury” : “Injury” means death, injury to a person, damage to or loss of property, or any other injury that a person may suffer to his person, reputation, character, feelings or estate, of such nature that it would be actionable if inflicted by a private person.
- (30) Cal. Gov Code § 860.2 Acts or omissions not imposing liability : Acts or omissions not imposing liability : Neither a public entity nor a public employee is liable for an injury caused by: (a) Instituting any judicial or administrative proceeding or action for or incidental to the assessment or collection of a tax. (b) An act or omission in the interpretation or application of any law relating to a tax.
- (31) Cal. Health & Saf Code § 33000 : This part may be cited as the Community Redevelopment Law.

律⁽³²⁾が有り、擬制信託の受寄者のように特定物が保有される場合の請求権については除外される。しかしながら、本件では原告が回復可能な財産を特定 (identify) しておらず、むしろ賠償責任についての約束を主張しているとして、擬制信託を認めなかった例である。

2014年には、Loeffler v. Target Corp.事件がある。Loeffler v. Target Corp., 58 Cal. 4th 1081 (Cal. 2014) では、テイクアウト用の珈琲を購入した消費者が、売上税が免除されている売買であるにもかかわらず支払われされたとして、還付金上の擬制信託を主張してクラスアクションを提起した。納税義務者である事業者は、消費者と償還契約を結ぶことができ、最初から自己が負担することにもできる。しかし、過剰な税金徴収については顧客に返却しても良いし査定平準局 (Board of Equalization) に支払っても良く、現行法においては消費者が事業者へ還付金の請求を強制する権利が無いとして擬制信託が否定された事案である。

(2) 類型へのあてはめと検討

以上のタイプについて各類型に対照させてみる。まず、Rice v. Clark事件は、受益者が受益者でありかつ受託者であるという点からは、(Ⅲ—2)の面もある。また、返還義務の根拠となる受贈者欠格は、遺言作成への関与の状況にあると考えれば、被相続人との関係でも信認関係が認められる。そのことから、結論として義務は否定されているが、信認関係違反が根拠となっているとも評価できる。受贈者欠格自体を客観的な評価とし、請求者との信認関係は無いと言うことを重視するなら (Ⅲ—3) 類型となろう。

次に、Hartwell Corp.事件についても、大局から見ると、公益事業の事業者は、およそ市民に対して公益的な義務を負っていると言って良い。水の供給である場合には、当然安全な水の提供も義務の範囲に入ってくるであろう。その意味では信認関係があると言っても良く、(Ⅲ—2)として観念できる。より個別の具体的な関係を重視するべきとするなら、(Ⅲ—3)に分類できるであろう。

Korea Supply Co. v. Lockheed Martin Corp事件は、受益者との特別な関係は無

(32) Cal. Gov Code § 911.2, 945.4.

いところで不正な行為が問題となっているため、(Ⅲ—3)分類である。

*Sterling v. Taylor*事件は、原告は故意の不実表示を主張しているが、客観的には交渉の段階での書類のやりとりで書類の解釈に相違があったといえる問題に見え、事後的な評価では原告にのみ錯誤がある場合であるため(Ⅱ)の過責の無い取引失敗型と言えよう。*City of Dinuba v. County of Tulare*事件については、カウンティが市に対して、適切に徴税し配分する義務を負っていると考えられるため(Ⅲ—2)と観念できる。*City of Stockton*事件は、市と業者のやりとりで業者側が準備に費用を投じた後で市が他の業者と契約したため、(Ⅲ—1)の取引失敗型と言えよう。

*Loeffler v. Target Corp.*事件は、仮に売主に行為義務を認めるとするなら、契約上の義務と推測されるため(Ⅲ—1)の取引失敗型と言えよう。

以上を通してみると、問題となっているのはⅢ型が多いと思われる。受益者の過責が高い場合であり、優先的回収や利得の吐き出しの要請は強いと思われるが、エクイティ上の救済は否定されていることにつき、どのように事情が違えば認められていたのであろうかといった観点から検討する。

まず、*Rice v. Clark*事件は、遺言者に親族のいない状況で様々な贈与や遺言が行われた。原告は、長年受遺者から不動産を借りていた者で、受益者は遺言者に気に入られ援助を受けて大学までいってスキルを身につけ、そのスキルによって遺言者の財産管理を行い様々な世話を行っていた。その意味で、遺言者との信認関係は強かったが、自ら遺言を起草したり書いたりしたことは認められず、弁護士への依頼の手配や、遺言をきちんと残すように促すこと、弁護士への資料提供などの身を行っていた。本件では受益者が自ら遺言を起草した場合には受贈者たる地位を欠格していた可能性がある。また、ひょっとすると、親族やより親しい友人などがいる中で遺言の書き換えが行われていたような場合には、無理に起草させたように認定する価値判断が働いたかもしれない。

次に、*Hartwell Corp.*事件では、損害賠償請求が認められるとして差し戻されたが、水質基準に違反した水の提供は無いと判断された。そのため、実際に水質基準に対する違反が認められた場合の擬制信託の成立については可能性がある。

*Korea Supply Co. v. Lockheed Martin Corp*事件は、入札代理業者の手数料が問

題となっているため、追及可能な財産について損失からの追及により物権的に観念することは困難である。仮に、原告に損失を与える不正な行為によって受益者が利得したと考えるなら、そのような不正な行為によって得た利益につき返還義務が生じることになる。つまり、受注した動産取引の売買代金から原価を引いた部分となろう。実際には公的機関とのやりとりの場合には、事後のサービス供給等を当てにするため単発の売買取引そのものにおいては原価割れの場合もあることも推測されるため擬制信託の主張は不要であろう⁽³³⁾。

*Sterling v. Taylor*事件については、日本においても種類売買の判例⁽³⁴⁾が彷彿とされる。賃料収益を基準として最終的な売買価格を決定するといった条項を盛り込むべきであったと言えよう。原告主張の契約が成立していたのであれば、擬制信託が認められる典型例となるように思われる。

*City of Dinuba v. County of Tulare*事件と*City of Stockton*事件ではともに、損害賠償請求権が除外されることへの対策として擬制信託が主張されているように思われる事案である。うち、*City of Dinuba v. County of Tulare*事件では、賠償請求権が認められているため、擬制信託が不要となっている。そのため、擬制信託が積極的に棄却された事案では無い。他方で、*City of Stockton*事件は、失敗した契約において原告は費用を支出しているが、それにより関連不動産の価値の増加は無く追及は難しい。さらに、損害賠償請求については出訴期限により妨げられ、損害賠償請求も否定されている。

第4章 結語

以上のように、擬制信託の法理の内容で判断される事柄には、財産法秩序が内包されている。アメリカ法においては、いずれの場合において認められるかについて差異はない。しかしながら、ここでの類型化により、制度としては結論に差異がある方向性も可能であるということである。たとえば、ⅢとⅣの類型において、「不当な利得」の防止そのものを目的とした制度設計は可能では

(33) 判決自体がそれに触れている。*Korea Supply Co. v. Lockheed Martin Corp.*, 29 Cal. 4th 1134 (Cal. 2003)

(34) 最判一小昭和57年1月21日・民集36巻1号71頁。

ないだろうか。

次に、追及効については物権的な価値の範囲を強調したい。特に、金銭についての追及遮断については、特定物そのものではなく混和物としての価値の代替によれば通貨の流通を阻害することもないため制度の維持に疑問が残る。現在多くの取引が計算において行われることから、むしろ技術の発達した今ではいくらかでも細かい計算が可能ならば無かろうか。

ところで、契約違反に伴うやりとりで第三者が擬制信託の負担を受けることはどのように説明づけられるだろうか。ここで想起されるものとして「買主注意せよ」という法格言がある。逆に日本では「債権者注意せよ」と一般的に示されるところによるが、法意識の違いのみアメリカ法内部でのみ正当化されるものとして日本法にそぐわないものとするのは早計である。第三者とは言っても「善意有償取得者」ではないため無償あるいは悪意の転得者である。そもそも日本法における売主の黙示の所有権留保の否定や弱体化は、日本の取引慣行と指摘されていた状況に反する流れであった。新たな制度設計としてどのような財産法秩序が適切であるかということについての再検討が求められるといえる。

※ 本稿については、著作権法31条1項1号の適用において、著作物の一部分にとどまらず、著作物全部の複製を許可する。(定期刊行物に該当する場合は、発行後相当期間の経過を待たずに、著作物の全部の複製を許諾する。)